

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係） 校長の権限に属する事務の専決事項		別表第1（第3条関係） 校長の権限に属する事務の専決事項	
専決権を有する者	専決事項	専決権を有する者	専決事項
副校長	(1)・(2)（略） (3) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、 <u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年人事委員会規則第8-55号)第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等</u> をすること(研修、厚生計画参加及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。) (4)（略）	副校長	(1)・(2)（略） (3) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事(研修、厚生計画参加及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。)  (4)（略）
(略)		(略)	
事務長	(1)～(13)（略） (14) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、 <u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等</u> をすること(研修、厚生計画参加及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするもの	事務長	(1)～(13)（略） (14) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事(研修、厚生計画参加及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。)

	を除く。) (15)～(20) (略)		(15)～(20) (略)
備考 (略)		備考 (略)	